

日本人と共に地域の一員として活躍できる社会の実現に向けて

# 東京都は、地域で外国人を支える 民間団体の取組を支援します！！

募集期間:4月1日(水曜日)▶5月15日(金曜日)必着  
持参の場合は9時30分から17時まで(土日祝日除く。)

助成金額：助成対象経費の1/2以内(上限500万円)

1

## コミュニケーション支援事業

- ✓日本語教室
- ✓通訳ボランティアの育成や派遣 など

2

## 生活支援事業

- ✓相談事業
- ✓同行支援・生活伴走支援 など

3

## 多文化共生の意識啓発事業

- ✓フォーラム・講習会
- ✓啓発動画制作とSNSによる発信 など

4

## 在住外国人の活躍促進事業

- ✓外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業
- ✓留学生等の就業・起業のサポート事業 など

5

## 地域の多文化共生の共助・協働・共創事業

- ✓地域内の在住外国人と日本人の相互支援事業
- ✓地域の防災活動を通じたコミュニティ形成事業 など

令和7年度  
採択は16団体





## 助成事業の要件

助成対象期間内（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に実施する、次の全ての要件を満たす事業を対象とします。

- 東京都内に居住又は通勤・通学する外国人を主な対象とすること
- 申請者が自ら企画・運営する事業であること
- 原則として、東京都内で実施する事業であること
- 事業が広く在住外国人等に公開されていること
- 申請時点での助成対象事業費が総額50万円以上であること など（全10項目）



## 助成事業者の要件

次の全ての要件を満たし、確実に事業を遂行することができる団体を対象とします。

※ 複数の団体が共同で事業を実施することも可能です。

- 公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体であること
- 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること
- 申請日時点で、団体の活動期間が2年以上経過していること など（全8項目）



## 審査の際に重視する視点

社会情勢の変化や都内在住外国人の国籍等が多様化する中、これまで以上に在住外国人のニーズに合った支援が求められています。審査は以下の視点を重視し、総合的に判断します。

- 民間の機動力・柔軟性を活かした、既存の制度では対応しにくい事業
- 他の団体への波及効果が期待できる事業

申請にあたっての要件等の詳細は、生活文化局のHPをご覧ください。  
電子申請も可能です。

[https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki\\_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000008888.html](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000008888.html)



## 問合せ先・申請先

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課

**「東京都在住外国人支援事業助成」担当**

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 19階南側

TEL : 03-5320-7738

Eメール : [tabunka-josei@section.metro.tokyo.jp](mailto:tabunka-josei@section.metro.tokyo.jp)



※申請書類の書き方など個別相談を希望する場合は、事前に希望日時を電話又はメールでご連絡ください。